

いじめ防止基本方針

立川第一中学校学校

いじめ対策委員会

1 基本方針

すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けての指導體制を定め、いじめの未然防止と早期発見に取り組んでいく。

また、「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、生徒の感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。いじめを発見した場合は、①組織的に ②適切に ③速やかに解決していくことを目指す。

すべての教育活動を通し、知性を磨き個性を伸ばし、敬愛の心を深め、勤労を愛し責任の果たせる生徒の育成のため、全教職員による組織的な対応を進める。また、学校評価を基にした絶え間ない指導の改善を行う。

2 本校におけるいじめ防止施策

(1) 社会性の確立を目指し

- ①集団における基本的なルール指導を徹底する 「自ら考え行動できる生徒」
- ②地域貢献活動を推進し地域の中の一人としての自覚を伸ばす 「地域に愛され認められる生徒」
- ③基本的な生活習慣を確立させる 「健全な心と体の生徒」
- ④人権感覚大切にした教育活動を展開する 「思いやりの心と規範意識のある生徒」

(2) いじめに対する適切な対応のために

- ①教職員に「早期発見・早期対応・未然防止への策定」のサイクルを確立する
- ②生徒に対し、生活アンケート（いじめに関するアンケート）を年3回実施する
- ③教職員に対し、いじめ早期発見チェックリストを年3回実施する
- ④アンケートを基に生徒に対し聞き取り調査を実施する
- ⑤面談時に保護者・生徒から聞き取り調査を実施する
- ⑥学校評価による保護者からのいじめへの取り組みに関する調査を年2回実施する
- ⑦いじめ早期発見・防止についての研修を実施する

(3) 相談体制

- ①スクールカウンセラーによる1年生全員面接の実施
- ②ふれあい月間におけるいじめ相談窓口の設置
- ③日常生活の中での生徒とのコミュニケーションの充実

(4) 具体的な問題解決のために

①「学校いじめ対策委員会」の設置

【構成メンバー】

校長・副校長・教務主任・生活指導主任・進路指導主任・各学年主任・養護教諭

以下は、ケースに応じて構成メンバーとする

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・子ども家庭支援センター・
児童相談所・民生児童委員・警察署・人権擁護委員

【活動内容】

- いじめの早期発見に関すること
- いじめ防止に関すること
- いじめ事案に対する対応
- その他いじめ問題に関する生徒理解の深化

【開催】

毎週実施される企画調整会議を「学校いじめ対策委員会」の定例会とし生徒状況を報告する。

いじめ事案が発生した場合は臨時に「学校いじめ対策委員会」を招集する。

②いじめへの対応

指導の基本は、複数対応。まず生活指導主任（副校長・学年主任）に一報を上げる。

- いじめに関わる相談を受けた場合、速やかにその事実の確認を行う。
- いじめの事実が確認できた場合、いじめを受けた生徒・保護者への支援と行った生徒への指導、及びその保護者への助言を継続的に行う。また、再発防止策を講じる。
- いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送ることに不安がある場合、いじめを行った生徒に対し保護者と連携を取り一定期間別室学習を行わせるなどの措置を取る。
- 犯罪行為として扱われるいじめ（多額の金品が関わるもの、心身への影響の大きいものなど）においては、教育委員会および警察署と連携して対応する。

(5) 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害を生じさせた疑いや、相当な期間の欠席を余儀なくさせられた疑いのある場合は、以下のように対応する。

- ①重大事案発生を管理職が市教委へ報告する。
- ②教育委員会と協議し、当該事案への対応組織の立ち上げを行う。
- ③事実関係の調査を実施する。
- ④いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係・その他の必要な情報など、調査結果を適切に提供する。